

小規模工事等契約希望者の登録について

小規模工事等契約希望者の登録を行います。

この制度は、建設工事の入札参加資格審査（指名願）を提出していない人で、小規模工事等の受注・施工を希望する人を登録し、市が発注する小規模工事等について業者選定の対象とする制度です。

登録を希望する人には、登録に必要な申請書などを本庁・契約検査課または各支所・総務振興課で配布します。なお、申請書などは市のホームページからも取得できます。前回登録した人も、有効期間が終了しますので、今回新たに登録をしてください。

〔小規模工事等希望業種〕

- 建築一式工事 ● 大工事
- 左官工事 ● 電気工事 ● 管工事 ● タイル・レンガ・ブロック工事 ● 板金工事 ● ガラス工事 ● 塗装工事 ● 内装仕上工事 ● 電気通信工事 ● 造園工事 ● 建具工事 ● その他工事。

▼受付期間 4月1日(金)から

同28日(木)まで。
▼有効期間 6月1日から平成25年5月31日まで。

※市水道事業指定工事店と下水道排水設備指定工事店が施工の指定を受ける工事・修繕は除く。

※詳細は本庁・契約検査課物品契約係（内線1242）へお尋ねください。

地下水をくみ上げる場合は届け出が必要です

熊本県地下水保全条例では、地域共有の貴重な資源である地下水を保全するため、新たに地下水をくみ上げる場合や内容の変更・廃止をする場合は届け出が必要です。

新たにくみ上げる場合の対象は、本渡・五和地区内で吐出口の断面積が6cm²（口径約2・8cm）以上の揚水設備で、地下水をくみ上げる個人や団体などです。

各届け出は、本庁・環境課に備え付けの届出書または県のホームページ（手続き申請関係）から様式を取得し、必要事項を記入して、同課へ提出してください。

※なお、本渡・五和地区以外

にある吐出口の断面積が50cm²（口径約8cm）以上の揚水設備で地下水をくみ上げる場合は、天草保健所（☎230172）への届け出が必要で

※詳細は本庁・環境課環境政策係（内線1280）へ。

全棟調査を終了します

市内全域において家屋の全棟調査を行ってきましたが、3月末をもって調査を終了します。市民の皆さんには、ご協力いただきありがとうございました。なお、今回の調査で税額が変更になる人につきましては、準備が整いしだい個別に通知します。

※詳細は、固定資産税課全棟調査係 ● 本渡・有明・倉岳・栖本・新和・五和地区 ☎225733（直通） ● 牛深・天草・河浦地区 ☎770844（直通） ● 御所浦地区 ☎672111（御所浦支所内）へお尋ねください。
※4月1日からは、固定資産税課 ☎5733・☎5757

55へお尋ねください。

下水道等の一部を新たに供用開始します

4月1日(金)から、次の区域の一部を新たに供用開始します。

▼下水道処理区域 本渡町、天草町高浜の各一部。

▼漁業集落排水処理区域 佐伊津町、河浦町宮野河内の各一部。

下水道工事が完了し、下水道を利用することができるようになった地区の家庭や事業所などは、排水管を下水道に接続する工事やトイレの水洗化を早め実施されるようお願いいたします。

なお、供用開始に関する関係図書を3月18日(金)から同日(木)まで、次の場所で見ることができます。

- ▼本渡町の区域 本庁・下水道課（本渡浄化センター内）
- ▼天草町高浜の区域 天草支所・産業建設課
- ▼佐伊津町の区域 佐伊津公民館
- ▼河浦町宮野河内の区域 宮野河内出張所

※詳細は本庁・下水道課施設管理係（本渡浄化センター内）☎3498へお尋ねください。

献血にご協力を お願いします

▼持参品 献血カード（献血手帳）または身分証明書。 ※いずれも400ml献血の受け付けのみとなります。

| 期 日 | 時 間 | 場 所 |
|---------|-------------|--------------|
| 4/ 5(木) | 9:00~12:30 | 天草建設業会館(本渡町) |
| | 14:00~16:00 | 天草第一病院 |
| 4/ 6(金) | 9:00~12:00 | 有明町民センター |
| | 13:30~15:30 | 天草厚生病院 |
| 4/28(木) | 9:00~11:30 | 市役所本庁 |
| | 12:30~16:00 | |

※詳細は天草中央保健福祉センター ☎243737へお尋ねください。

固定資産税に関するお知らせ

土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます

平成23年度の固定資産税の課税対象となる土地・家屋の評価額などを記載した「土地および家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧できます。

- ▶縦覧できる人=市内に所有する土地または家屋の納税者（または代理人）、納税管理人。
- ▶期間=4月1日(金)~6月30日(土・日曜日、祝日を除く)、午前8時30分~午後5時15分。
- ▶ところ=本庁・固定資産税課（全市域分を縦覧できます）、各支所・総務振興課（各支所管内分を縦覧できます）。
- ▶縦覧内容=●土地価格等縦覧帳簿…所在、地番、地目、地積、評価額。●家屋価格等縦覧帳簿…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額。

- ※所有者の住所や氏名または名称、非課税物件などは記載されていません。
- ▶手数料=無料。
- ▶持参品=運転免許証や保険証など本人確認ができるもの（代理のときは委任状も必要です）。

【問い合わせ先】 本庁・固定資産税課固定資産税係(内線1155)

固定資産税課税台帳（名寄帳）の閲覧と写しの申請ができます

平成23年度の固定資産税課税台帳（名寄帳）の閲覧と、写しの申請ができます。

- ▶閲覧・写しの申請ができる人=①納税義務者（または代理人）、納税管理人②土地・家屋を借りている人で賃借料などを支払っている人③土地・家屋の所有者や管財人など固定資産を処分する権利がある人。
- ▶開始日=4月1日(金)から（土・日曜日、祝日を除く）、午前8時30分~午後5時15分。
- ▶ところ=本庁・固定資産税課または各支所・総務振興課。
- ▶写し発行手数料=1通300円（写しに証明が不要な場合は、6月30日(木)までは無料）。
- ▶持参品=運転免許証や保険証など本人確認ができるもの（代理のときは委任状も必要）。②は賃貸借契約書や賃借料払込領収書など資格を証明できるものも持参。また、法人の使者の場合は、法人印が押された委任状と使者の身分証明ができるものを持参（可能であれば法人印も持参）。

天草戦没者追悼式を行います

戦没者の慰霊と世界平和を祈念するため、天草市・上天草市・苓北町合同で「天草戦没者追悼式」を次のとおり行います。

〔天草戦没者追悼式〕

- と き=4月2日(土) 午前10時から
 - ところ=天草市民センターホール
- また、市内の各地域でも右表のとおり戦没者追悼式（平和祈念祭）を行います。いずれも無宗教・献花方式で行いますので、皆さん、ぜひご参列ください。

【問い合わせ先】

天草戦没者追悼式実行委員会事務局
（市役所本庁・社会福祉課内）
☎231111内線1405

| 地区名 | 期 日 | 会 場 | 問い合わせ先 |
|-----|---------|--------------|-------------|
| 新 和 | 4/ 5(木) | 新和町民センター | 新和支所・市民生活課 |
| 天 草 | 4/ 6(金) | 天草勤労者体育館 | 天草支所・市民生活課 |
| 河 浦 | 4/ 7(土) | 一町田公民館 | 河浦支所・市民生活課 |
| 有 明 | | 有明町民センター | 有明支所・市民生活課 |
| 倉 岳 | 4/13(木) | 倉岳多目的研修集会施設 | 倉岳支所・市民生活課 |
| | | 五和体育館 | 五和支所・市民生活課 |
| 栖 本 | 4/15(金) | 栖本福社会館 | 栖本支所・市民生活課 |
| 牛 深 | 4/16(土) | 牛深総合センター | 牛深支所・保健福祉課 |
| | | 御所浦島開発総合センター | 御所浦支所・市民生活課 |

※開始時間はいずれも午前10時から